小型家電の取扱いについて

電気や電池で動く小型家電には、レアメタル（地球上に少量しか存在しない貴重な金属）が含まれています。このレアメタルを有効に再利用するため、平成２５年４月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行されました。

知多南部クリーンセンターでは、平成２６年１２月１日から回収を開始しています。

回収するものは？

①高品位家電（ﾘｻｲｸﾙｽﾃｰｼｮﾝ）

	パソコン、ワープロ ※「資源有効利用促進法」によるパソコンのリサイクルに必要な経費は、製造又は販売者に掛かり、利用者がリサイクル料金を前払いしているものではないので還付はありません。		
	携帯電話、スマートフォン、PHS、タブレット端末 ※高品位回収BOXに投入する。 ※充電池はそのままでよい。	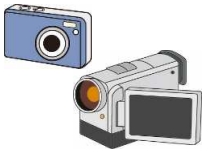	デジタルカメラ デジタルビデオカメラ ※高品位回収BOXに投入する。 ※デジタルカメラの充電池は取る。
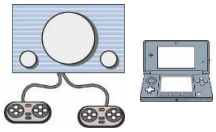	ゲーム機 ※高品位回収BOXに投入する。 ※充電池はそのままでよい。		電子手帳、電子辞書 ※高品位回収BOXに投入する。 ※充電池はそのままでよい。
	携帯音楽プレーヤー ※高品位回収BOXに投入する。 ※充電池はそのままでよい。		カーナビ ※高品位回収BOXに投入する。 ※充電池はそのままでよい。

※注意事項

・個人情報の漏えい防止のため、事前にデータ等を消去して出してください。

・「資源有効利用促進法」により以前から行なわれているパソコン処理も、これまでどおり実施していますので、そちらでも処理できます。 ﾊﾟｿｺﾝ3R推進協会　℡03-5282-7685

②低品位家電　　**参考例**

あ行	おもちゃ（電気、電池使用玩具）、ｱｲﾛﾝ、ｵｰﾌﾞﾝ、ｵｲﾙﾋｰﾀｰ
か行	ｺﾝﾎﾟ、固定電話機、空気清浄機、換気扇、加湿機、ｺｰﾋｰﾒｰｶｰ、ｺﾝﾛ、ｶﾒﾗ、ｶﾗｵｹﾓﾆﾀｰ
さ行	扇風機、掃除機、ｽﾞﾎﾞﾝﾌﾟﾚｯｻｰ、除湿機、ｽﾁｰﾑｸﾘｰﾅｰ、食器洗浄機
た行	電子ﾚﾝｼﾞ、電子ｼﾞｬｰ、ﾄｰｽﾀｰ、ﾄﾞﾗｲﾔｰ、ﾃﾞｼﾞﾀﾙ体重計、電卓、電動ﾊﾌﾞﾗｼ、電動ｼｪｰﾊﾞｰ
は行	ﾋﾞﾃﾞｵﾃﾞｯｷ、ﾎｯﾄﾌﾟﾚｰﾄ、ﾋｰﾀｰ、ﾌﾟﾘﾝﾀｰ、美顔機、布団乾燥機、ﾍｯﾄﾞﾎﾝ、ﾋﾞﾃﾞｵｶﾒﾗ
ま行	ﾐｷｻｰ、木製以外のﾏｯｻｰｼﾞ機
ら行	ﾗｼﾞｶｾ、ﾙｰﾀｰ、ﾘﾓｺﾝ

※ﾌｧﾝﾋｰﾀｰは金物になりますので「4番ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ」に置いてください。

※乾電池は取り外してください。